

須坂市地下水の保全及び適正利用に関する条例施行規則

須坂市水資源保全条例施行規則（昭和59年規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、須坂市地下水の保全及び適正利用に関する条例（令和4年条例第4号。以下「条例」という。）第26条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（地下水採取の許可の申請）

第2条 条例第10条第1項の規定による申請（第14条の規定による変更の場合を含む。）は、井戸設置（変更）許可申請書（様式第1号）による。

（届出の様式）

第3条 条例第9条第1項及び第2項、第10条第2項、第11条第1項第4号及び第2項第1号、第12条、第13条、第15条、第16条第3項並びに第17条第2項の規定による協議書等は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第9条第1項 井戸設置事前協議書（様式第2号）
- (2) 条例第9条第2項 井戸事前協議済通知書（様式第3号）
- (3) 条例第10条第2項 井戸設置許可（不許可）決定通知書（様式第4号）
- (4) 条例第11条第1項第4号 地下水採取に関わる説明についての報告書（様式第5号）
- (5) 条例第11条第2項第1号 井戸使用状況報告書（様式第6号）
- (6) 条例第12条 井戸設置届出書（様式第7号）
- (7) 条例第13条 井戸完成届出書（様式第8号）
- (8) 条例第15条 氏名（名称）、住所、用途変更届出書（様式第9号）
- (9) 条例第16条第3項 承継届出書（様式第10号）
- (10) 条例第17条第2項 井戸廃止届出書（様式第11号）

（立入調査の身分証明書）

第4条 条例第21条第2項の規定による証明書は、身分証明書（様式第12号）による。

（許可の要件）

第5条 条例第11条第1項第1号の規則で定める範囲は、限界揚水量の80パーセント以内とする。

この場合において、動力による揚水機の1日の揚水量（揚水機が同一敷地内において2つ以上あるときは、その揚水量の合計）が許可された揚水量未満であること。

2 条例第11条第1項第2号に規定する周辺井戸の範囲は、半径300メートルの範囲とする。

3 条例第11条第1項第2号に規定する影響調査並びに周辺井戸及びその他の地下水利用者に支障を及ぼさない程度の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 採取を希望する揚水量について科学的根拠に基づく検討を行い、当該井戸から半径300メートル地点において25センチメートル以上の水位の低下が認められる場合は許可しない。

(2) 当該井戸から市が指定する半径 300メートルの範囲内の井戸を調査し、揚水試験の結果、井戸の自然水位における^{たん}湛水深から2分の1以上の低下が認められる場合は許可しない。

4 条例第11条第1項第3号に規定する説明は、当該設置しようとする井戸の計画等について、当該井戸から半径 300メートル以内にある周辺井戸の地下水採取者、住民及び企業への説明を行い、その結果を市に報告すること。

5 須崎市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）第2条第2項に規定する給水区域へ給水するために採取している地下水及び他の地下水の利用に支障がないと認められること。

（地下水採取量及び水位の報告）

第6条 条例第11条第2項第1号の規則に定める測定の方法は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 採取量の測定 1日当たりの採取量及び1か月の合計採取量の計量

(2) 水位の測定 月ごとの動水位及び自然水位の計測

(3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第11条第2項第1号の規則による報告は、毎年5月31日までに前年度分（4月1日から翌年3月31日まで）を報告しなければならない。

（地下水の最大採取量の制限又は採取中止の基準）

第7条 条例第11条第2項第2号に規定する地下水の採取量の上限を制限させ、又は地下水の採取を中止する基準は、当該設置許可を受けた井戸又は周辺の井戸の自然水位について、それぞれ申請時に報告した自然水位を基準（以下「基準水位」という。）とし、以後1年間における同じ月（申請日から1年を経過しない場合にあつては、申請日の属する月）の自然水位を基準水位と比較し、次の表の左欄に定める自然水位の低下がみられたときは、その低下の区分に応じ、右欄に定める採取率をそれぞれの井戸における1日当たりの採取量に乗じて得た量を当該井戸の1日当たりの地下水を採取できる量の上限とし、又は地下水の採取を中止するものとする。

区分	採取率等
1メートル以上2メートル未満	80パーセント
2メートル以上3メートル未満	60パーセント

3メートル以上4メートル未満	40パーセント
区分	採取率等

2 前項の規定による地下水の採取量の減少又は採取の中止は、水位の低下等がみられた井戸における自然水位について、3か月連続で基準水位に達したと市長が認めるまでの間、行うものとする。

(氏名等の公表)

第8条 条例第25条の規定による公表は、次に掲げる事項について、市ホームページ等に掲載して行う。

(1) 措置命令を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

(2) 措置命令の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

(許可要件等の見直し)

第9条 第5条に規定する許可の要件及び第7条に規定する地下水の最大採取量の制限又は採取中止の基準については、必要に応じて須坂市環境基本条例（平成9年条例第19号）第19条に規定する須坂市環境審議会等の意見を聴き、見直しを行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。